

飼い猫に関するQ&A

No	Question	Answer
1	奄美大島で猫を飼うために必ずしなければならないことは何ですか。	<p>奄美大島でネコを飼うためには、条例に基づき必ず次の3つのことを行う必要があります。</p> <p>①飼い猫登録（登録費用 ¥500） 各市町村役場で行います。</p> <p>②不妊又は去勢手術（やむを得ず屋外に出す場合は義務）</p> <p>③マイクロチップの装着</p> <p>詳しくは飼い猫条例を参照してください。</p>
2	行政で飼い猫の引き取りは行っていますか。	<p>飼い猫の場合は、やむを得ない事情により保健所が引取りを行うことはありますが、原則引取りは行っていません。</p> <p>もし飼うことが困難になった場合は、まずは、新しく飼える方を自身で探すようお願いいたします。</p> <p>また、これから飼われることを考えている方は、最後まで責任を持って飼うことができること、何かあった場合に頼める方がいること等をしっかり考えてから飼うようお願いいたします。</p>
3	飼い猫に関する助成金等がありますか。	<p>奄美大島では、飼い猫の不妊又は去勢手術及びマイクロチップの装着費用の一部助成を行っています。（各市町村にお住まいで、税金の滞納がない方に限る）</p> <p>詳しくは各市町村へお問い合わせしていただくか、各市町村のホームページをご覧ください。</p>
4	奄美大島では、飼い猫の飼育頭数は決まっていますか。	<p>原則、一家庭で飼育できるネコは4匹までとなっています。</p> <p>もし5匹以上飼育をされる場合は、各市町村の許可が必要になります。</p> <p>詳しくは、各市町村へお問い合わせください。</p>
5	奄美大島での飼い猫のマイクロチップ装着率を教えてください。	<p>奄美大島5市町村のマイクロチップ装着率は、2023年3月末時点で69.5%となっています。</p>
6	奄美大島での飼い猫の不妊去勢手術実施率を教えてください。	<p>奄美大島5市町村の不妊去勢手術実施率は、2023年3月末時点で90.1%となっています。</p>
7	飼い猫条例でマイクロチップを義務化していますが、なぜですか。家から出ない猫もしなければならぬですか。	<p>完全に室内で飼っている猫でも、事故や災害時に脱走してしまったり、屋外に出てしまうことがあり、場合によっては、ノラネコやノネコの捕獲機に入り、捕獲されてしまうことがあるかもしれません。</p> <p>そのような場合に、マイクロチップが装着されていることで、飼い主が分かり、家へ帰ることができます。</p> <p>奄美大島では、TNR事業ではノラネコの捕獲、ノネコ管理計画ではノネコの捕獲を行っています。また、災害も多くあります。</p> <p>多くの飼い猫が万が一何かあっても、また飼い主の元へ戻るできるようにマイクロチップの装着を義務化していますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p>